

奈良県告示第七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、笛堂土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十四年五月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	高橋 靖	葛城市笛堂五二五
〃	西岡 弥臣	〃 五三四
〃	亀井 政一	〃 五三二
〃	亀井 一	〃 五五二
〃	榎原 幸典	〃 三一九―二
〃	吉川 祐司	〃 二五七―一
〃	森川 元嗣	〃 二二〇
監事	西岡 秀信	〃 四四九―一
〃	西井 宏之	〃 六一〇
〃	飯田 康順	〃 五二七

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	亀井 一	葛城市笛堂五五二
〃	高橋 靖	〃 五二五
〃	亀井 政一	〃 五三二
〃	吉川 祐司	〃 二五七―一
〃	森川 元嗣	〃 二二〇
〃	高橋 三夫	〃 二四九―三
〃	西井 義次	〃 六一一
監事	西岡 秀信	〃 四四九―一
〃	吉川 博夫	〃 五三六
〃	飯田 康順	〃 五二七